

I 教育関連計画

1 伊丹市第2次教育振興基本計画

平成27年4月に約60年ぶりに教育委員会制度が改正され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や首長による「教育大綱」の策定が義務付けられた。

伊丹市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、「伊丹市教育大綱」が策定された。

「伊丹市教育大綱」は、「基本大綱」（伊丹市総合計画・第5次の教育に関する部分）と「重点大綱」（基本大綱の中から特に重点的に取り組む事項）の2段で構成されている。

この「伊丹市教育大綱」に掲げる施策目標の実現に向け、「伊丹市総合計画・後期事業実施5カ年計画」の中の、教育施策に関する部分を「伊丹市第2次教育振興基本計画（平成28年度から32年度）」とする。



■総合計画（第5次）と教育振興基本計画との関連図

2 伊丹の教育事業実施計画

伊丹の教育事業実施計画は、「伊丹市第2次教育振興基本計画」に定められた基本目標や施策目標、施策を実現するため、平成28年度に実施する具体的な取組（事務事業）を示した単年度の実施計画であり、「伊丹市総合計画・後期事業実施5カ年計画」の進行管理を行うために、毎年、作成する「伊丹市行政評価（事前評価編）」の教育委員会所管部分を「伊丹の教育事業実施計画」とする。

3 対象範囲

本市教育委員会所管の学校教育、社会教育、家庭教育、スポーツ振興、人権教育、文化財の保護に関する施策や事業を対象とする。

4 計画の推進

「伊丹の教育事業実施計画」において『Plan』し、施策を実施『Do』、事業実施の推進状況を点検・評価『Check』することで、次の計画に反映『Action』する教育行政のPDCAサイクルをまわす。



5 教育関連計画の対象年次

